

◎町税の納税義務者が亡くなった場合の手続きについて

◆現所有者申告書の提出について

固定資産税は賦課期日（各年の1月1日）時点で登記簿または土地家屋課税台帳に登記または登録されている方が納税義務者となります。

ただし、上記の方が亡くなっている場合は、その固定資産を現に所有している方（＝現所有者）が納税義務者となりますので、町へ「現所有者申告書（相続人代表者指定届）」を提出していただく必要があります。

※この届出は令和2年度から義務化されております。

・「現所有者申告書（相続人代表者指定届）」とは
亡くなられた方の名義等になっている固定資産について、相続権を有する全ての方を申告いただき、また、その納税等について代表となる方を指定していただくものです。申告書提出後は、指定いただいた代表者の方へ、納税通知書や還付のお知らせ等、税に関係する書類をお送りします。

・申告が必要な方

現所有者（相続人（※））

※ここでいう「相続人」とは、一般的に法定相続人（亡くなられた方の配偶者、子など）をいいます。ただし、遺言等により法定相続人以外の方も相続権を有することが確定している場合は、その方を含みます。

・申告書記載上の注意事項

相続人の皆様で協議したうえで、記入、提出してください。

原則、相続人となる方全員の署名が必要です。

※相続人が遠方に居住する等の理由により署名が難しい場合には、本人の了承があれば、他の相続人による代筆でも構いません。

※原則、代表者を届出人とし、身分証明書の写しを添付してください。

・申告書提出期限

ご自身が現に所有している者であることを知った日から3カ月を経過した日

・申告書類

「現所有者申告書（相続人代表者指定届）」

※町ホームページまたは役場住民課税務係にて取得してください。

・提出義務

現所有者であることを知った日から3カ月を経過した日までに当該申告書の提出がない場合は、甘楽町税条例第75条の規定により過料に科せられることがあります。

◆納税管理人指定届の提出について

亡くなった方がどなたかの納税管理人となっていた場合には、新たに納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に町へ「納税管理人指定届」を提出してください。

◆よくある質問

Q. 印鑑は実印でなければいけませんか？

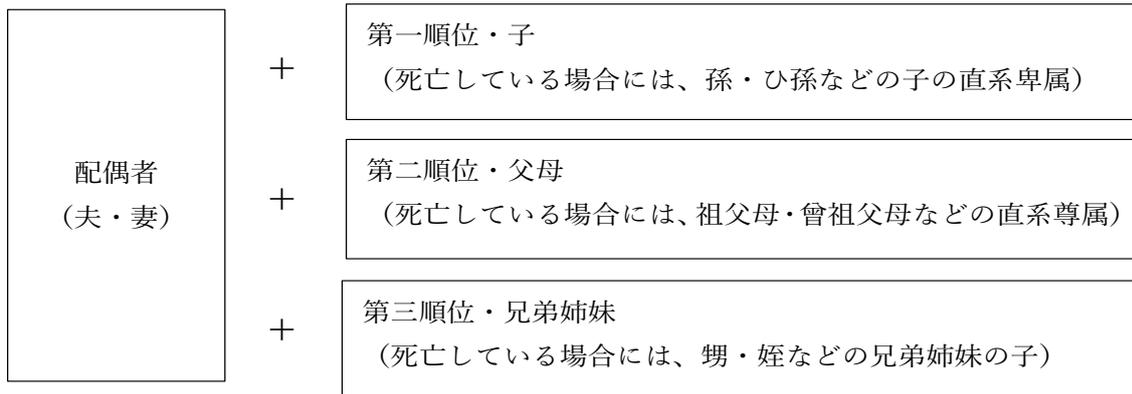
A. 認印で構いません。

Q. 相続人として記入する範囲は？

A. 配偶者は常に相続人となり、加えて子（第一順位）、父母などの直系尊属（第二順位）、兄弟・姉妹（第三順位）の順番で相続人となります。

例えば、子がいる場合、それより順位の低い親などの直系尊属や兄弟・姉妹は相続人とはなりません。

順位上位者に相続放棄等の特殊な事情がある場合はこの限りではありません。



Q. 相続放棄した場合は？

A. 相続放棄をした相続人には納税義務は承継されませんので、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等をご提出ください。

Q. 法定相続人以外が代表者となる場合は？

A. 遺言書の写しをご提出ください。

(自筆遺言の場合は、法務局で保管していたものを除き、検認証明書が必要です)

◆甘楽町町税等預金口座振替依頼書（自動払込申込書）兼廃止届の提出について

亡くなられた方が口座振替を利用していた場合等に必要となる書類です。

亡くなられた方の口座からは口座振替ができないため、亡くなられた方以外の方の口座を指定して新たに口座振替依頼をしてください。

・提出が必要な方

- ①亡くなられた方の税金や料金等を口座振替にしていた場合
- ②亡くなられた方の口座を使用し、どなたかの税金や料金を納付していた場合
- ③今までは納付書にて税金や料金等を納付していたが、
今後は口座振替を利用した納付をしたい場合

・提出先：金融機関

※当該依頼書は金融機関から甘楽町役場へ提出されます。
5日までに役場に届いた場合はその月から変更になります。
6日以降に届いた場合は翌月から変更になります。

〒370-2292
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1
甘楽町役場住民課税務係
TEL：0274-74-3131（代表）
：0274-64-8313（直通）
FAX：0274-74-5813